

国家戦略特別区域諮問会議運営規則

平成26年1月7日

国家戦略特別区域諮問会議

(会議の運営)

第1条 国家戦略特別区域諮問会議（以下「会議」という。）の議事の手続その他の会議の運営に関しては、法令に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。

(開催)

第2条 会議は、議長が招集する。

2 議長は、会議を招集すべき日時が決まり次第、議長が適当と認める方法により、遅滞なく、公表する。

(議員の欠席)

第3条 会議を欠席する議員は、代理人を会議に出席させ、又は他の議員に議決権の行使を委任することはできない。

2 会議を欠席する議員は、議長を通じて、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 会議は、議長が出席し、かつ、議員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。

2 議事を決するに当たり、議長は出席議員全員の同意を得るよう努めなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、全員の同意を得られない場合には、議長が会議の議論を踏まえた上で、議事を決する。

4 会議は、その決定するところにより、会議に付議される事項について直接の利害関係を有する議員を、審議及び議決に参加させないことができる。

(緊急時の特例)

第5条 議長は、会議を招集した場合において、議員の過半数が出席することが困難であり、かつ、緊急に会議の審議及び議決を経ることが、会議の目的達成のために必要と認めるとときには、前条第1項の規定にかかわらず、会議を招集し、会議は審議及び議決を行うことができる。

2 前項の規定により審議及び議決された事項については、議長が次に開かれる会議において、当該審議及び議決を報告するものとする。

(審議の内容等の公表等)

- 第6条 議長又は国家戦略特別区域担当大臣（国家戦略特別区域担当大臣が置かれていらない場合にあっては内閣官房長官）は、原則、会議における審議の内容等を、会議終了後、遅滞なく、適当と認める方法により、公表する。
- 2 前項に規定する審議の内容等の公表において会議での意見の紹介等を行う際は、原則として、発言者の氏名を伏すものとする。
- 3 前2項の規定により審議の内容等を公表する際は、会議において配付された資料も併せて公表する。
- 4 前項の規定にかかわらず、資料の公表が、我が国の利益に重大な支障を及ぼす恐れがある場合は、議長が会議の決定を経て当該資料の全部又は一部を非公表とすることができます。
- 5 効率的な議事の進行を図るため、会議の出席者は、会議で配布する資料を、原則として、当該会議の開催の日の3日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。次条において同じ。）前までに、国家戦略特別区域諮問会議事務局を通じて、他の出席者に届くよう努めなければならない。

(議事要旨)

- 第7条 議長又は国家戦略特別区域担当大臣（国家戦略特別区域担当大臣が置かれていらない場合にあっては内閣官房長官）は、会議の終了後、速やかに、当該会議の議事要旨を作成し、これを公表する。
- 2 前項に規定する議事要旨は、会議が開催された翌日から起算して3日以内に公表するよう努めなければならない。

(議事録)

- 第8条 議長は、当該会議の議事録を作成し、会議に諮った上で、4年間を経過した後にこれを公表する。
- 2 前項に関わらず、議事録の公表が、我が国の利益に重大な支障を及ぼす恐れがある場合には、議長が会議の決定を経て当該議事録の全部又は一部を非公表とすることができます。

(公表に当たっての留意事項)

- 第9条 会議の出席者は、運営規則第6条から第8条までの規定により公表さ

れた範囲を超えて、審議の内容等を対外的に明らかにしてはならない。ただし、自らの発言についてはこの限りではない。

(公表方法)

第 10 条 運営規則第 6 条から第 8 条までに規定する資料、議事要旨及び議事録の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(専門調査会)

第 11 条 会議の議決により、専門調査会を置く場合は、専門調査会に会長を置き、議長の指名する者がこれに当たる。

2 専門調査会の議事の手続その他専門調査会の運営に関し必要な事項は、専門調査会が定めることとする。

(雑則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が定める。